

令和8年加美町議会第3回臨時会会議録第1号

令和8年3月30日（月曜日）

出席議員（15名）

1番	田中草太君	2番	早坂潔君
3番	今野清人君	4番	佐藤圭介君
5番	早坂伊佐雄君	6番	早坂忠幸君
7番	三浦又英君	8番	伊藤由子君
9番	木村哲夫君	10番	三浦英典君
11番	沼田雄哉君	12番	伊藤淳君
13番	米木正二君	14番	高橋聡輔君
15番	味上庄一郎君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長	石山敬貴君
副町長	千葉伸君
総務課長・選挙 管理委員会書記長	佐々木実君
危機対策課長	早坂卓君
企画財政課長	内海茂君
行政経営推進課長 兼新庁舎整備室長	庄司一彦君
ひと・しごと推進課長	橋本幸文君
町民課長	西山千秋君
税務課長	猪股良幸君
農林課長	尾形一浩君
商工観光課長	阿部正志君
建設課長	村山昭博君
高齢障がい福祉課長	森田和紀君

保 険 健 康 課 長	武 田 明 美 君
こ ども 家 庭 課 長	鎌 田 征 君
上 下 水 道 課 長	塩 田 雅 史 君
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	相 澤 栄 悦 君
小 野 田 支 所 長	伊 藤 一 衛 君
宮 崎 支 所 長	鎌 田 裕 之 君
総 務 課 参 事 兼 課 長 補 佐	内 出 泰 照 君
教 育 長	鎌 田 稔 君
教 育 総 務 課 長	遠 藤 伸 一 君
生 涯 学 習 課 課 長 補 佐 兼 文 化 財 係 長 兼 学 芸 員	吉 田 桂 君
代 表 監 査 委 員	田 中 正 志 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	青 木 成 義 君
次 長 兼 総 務 係 長 兼 議 事 調 査 係 長	尾 形 智 弘 君
主 事	鈴 木 智 史 君

議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議案第 3 3 号 加美町空家等の適正管理および活用促進に関する条例の制定について
- 第 4 議案第 3 4 号 加美町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 第 5 議案第 3 5 号 加美町東日本大震災復興基金条例の廃止について
- 第 6 議案第 3 6 号 令和 7 年度加美町一般会計補正予算（第 1 3 号）
- 第 7 議案第 3 7 号 令和 7 年度加美町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 5 号）
- 第 8 議案第 3 8 号 令和 7 年度加美町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 4 号）
- 第 9 議案第 3 9 号 令和 7 年度加美町営駐車場事業特別会計補正予算（第 1 号）

本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 1 0 まで

午前10時05分 開会・開議

○議長（味上庄一郎君） ご参集の皆さま、ご起立ください。おはようございます。ご着席願います。

ただいまの出席議員は15名であります。定足数に達しておりますので、これより令和8年加美町議会第3回臨時会を開会いたします。直ちに本日の会議を開きます。

ここで、町長より発言の申出がありますので、これを許可いたします。町長。

〔町長 石山敬貴君 登壇〕

○議長（味上庄一郎君） 皆様、おはようございます。臨時議会、本日よろしく願いいたします。

議会の前でございますが、お時間を少しだけいただきまして、先般、3月25日に嘉義市との協定書を結んできたわけでございますが、27日の全協の折にはまだこちらに届いていなかったことより、議員の皆様にお披露目することができないでございました。この時間を借りまして、ちょっとだけお披露目させていただきたいと思っております。

協定書になります。2つございます。本来は2つ必要ではなかったのですが、ちょっとコミュニケーションが悪くて、嘉義市側で用意しました装丁と加美町側で用意した装丁、これをブックニングしてしまいまして、ですので2つありますので、中身は同じでございます。嘉義市側はこのような装丁でございますが、加美町側で改めてお話しさせていただきます。

この装丁の表紙になりますが、これは藍學舎の笠原博司さんをお願いさせていただきまして、この織物で装丁をしていただきました。これは加美町の桜の木から抽出した染色を行ったということで、笠原さんからすれば、加美町の春の季節でもあるということで、この桜色の装丁を作っていただいたということでございます。

あともう1点でございますけれども、嘉義市側から今回の協定で、このようにネームも入っておりますが、黄市長の名前でこのブロンズ像をいただきました。皆さまご案内のとおり、嘉義市は大変野球が盛んでございまして、1931年の、まだ台湾が日本統治化時代のことでございますが、嘉義農林高校が台湾代表として甲子園に初出場、準優勝といったような記録的な業績を挙げたわけですが、その時の後からプロ野球選手にもなっていっしやる、呉明捷選手という方がいらっしゃいますが、その方をモチーフにしたブロンズ像でございます。嘉義市の中心地にあります噴水公園というところが、噴水があります、ロータリーがありますが、そこでもこの同様のものが大きく飾ってありまして、それが嘉義市のシンボルになっているということで、この2つをご紹介させていただきました。

あと加美町側からは、この記念としまして、向こうに持参したのがこの、これ加美町材なんですか、あ、違うんですか、すいません。このような木製のボールペンを協定式のときに提出させていただいて、黄市長はこのボールペンでサインをしていただいたということになります。この後、事務局に少し置かせていただきますので、議員の皆様、どうぞ各自に見ていただければと思います。以上でございます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（味上庄一郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、2番早坂潔君、3番今野清人君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（味上庄一郎君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期については、本日1日間にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味上庄一郎君） ご異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は本日1日間に決定いたしました。

日程第3 議案第33号 加美町空家等の適正管理及び活用促進に関する条例の制定 について

○議長（味上庄一郎君） 日程第3、議案第33号、加美町空家等の適正管理及び活用促進に関する条例の制定についてを議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 石山敬貴君 登壇〕

○町長（石山敬貴君） 議案第33号、加美町空家等の適正管理及び活用促進に関する条例の制定についてご説明を申し上げます。

空き家等への対策については、人口減少や少子高齢化の進行などに伴い、全国の自治体において適切に管理されていない空き家が増加する傾向にあります。国では、こうした状況を踏まえ、平成27年5月に、空き家が周辺環境や安全・衛生に悪影響を及ぼすことを防ぐため、国と

地方自治体が空き家の活用や処分を促すことを目的とした、空家等対策の推進に関する特別措置法を施行しました。本町におきましても、増加を続ける空き家等が、防災・防犯の両面において地域住民の安全・安心な生活に影響を及ぼす可能性があり、雑草の繁茂や景観の悪化などによる生活環境の低下や地域の魅力の衰退につながることも懸念されております。そこで、空き家等対策について、町や空き家等所有者の責務を明確化するとともに、適正管理及び利活用の促進を図り、安全で安心な生活環境の確保と地域の活性化を図ることを目的として、新たに加美町空家等の適正管理及び活用促進に関する条例を制定するものでございます。

なお、本条例の附則において、現行の加美町空家等対策協議会設置条例は廃止するものでございます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（味上庄一郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。9 番木村哲夫君

○9 番（木村哲夫君） 1 点だけ伺います。

第 14 条なんですけれども、空き家等及び跡地ですね、空き家等の跡地の活用ということで、14 条にあるんですが、町長が法第 15 条の規定に基づき、空き家等及び空き家等の跡地、活用促進のために必要な措置を講ずるものとするということで、15 条にはその他として規則で定めると。特に規則の資料もないので、具体的にどういったことをここ言っているのか、その説明をお願いいたします。

○議長（味上庄一郎君） ひと・しごと推進課長。

○ひと・しごと推進課長（橋本幸文君） おはようございます。ひと・しごと推進課長です。お答えをさせていただきます。

条例上の第 14 条の空き家等、あるいはその土地の活用というところについて、お話をさせていただきます。こちらにつきましては、現在も実施をしてございますが、空き家バンクあるいは民間事業者の皆様のネットワーク等々を活用した利活用の促進、そういったところをここで明記をさせていただいて、空き家になっているままではなくて、その後の活用についても行政側あるいは民間のお力をお借りしながら、利活用を推進していくという内容の条文になります。よろしくをお願いいたします。

○議長（味上庄一郎君） 木村哲夫君。

○9 番（木村哲夫君） それはその都度出てきた場合にも対応するという幅広い感覚で捉えてよろしいでしょうか。

○議長（味上庄一郎君）　ひと・しごと推進課長。

○ひと・しごと推進課長（橋本幸文君）　ひと・しごと推進課長です。

今回、条例という形で新たに制定をさせていただく形になってございます。こちらにつきましては、これまでの経緯をお話しをさせていただきますと、空き家等の条例というのがないその前はですね、空家等対策協議会の条例というのが、町でいうところの空き家の施策を進めるための推進策の1つという形で条例化していたもののみという形でございました。これまでも空き家対策につきましては加美町のほうでいろいろな対策を講じてまいりまして、それでももちろん空き家にしないための取り組み、そして空き家になった後それをどのようにして利活用していく、あるいは除却につなげていく、そういったところを取り組んでまいりましたが、やはり全国の流れを見ても国がしっかり法整備を整えた中で、加美町においてもこれまでの取り組んできた内容も踏まえながら、さらに空き家等の対策について推進していくために、これまで取り組んでいた内容も踏まえながら、条例という形で町が取り組んでいく姿勢、そして空き家を持っていらっしゃる方々の皆さんに、それは個人の方もいらっしゃいますし民間の方もいらっしゃいます。そういった方々の責務、そういったものをしっかりさせながら、今後もさらに空き家等の対策に取り組んでいくというところで条例を制定させていただきました。

ですので、利活用の促進に関しましては先ほどお話をさせていただいたとおり、随時その発生した内容のほう、町のほうでも調査、審査をさせていただきながら、有効に活用できる空き家あるいは土地、そういったところに関しましては空き家バンク、または先ほどもお話ししたとおり、民間の事業所の皆様のお力添えをいただきながら推進してまいりたいというふうに考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（味上庄一郎君）　他に質疑ございませんか。1 番田中草太君。

○1 番（田中草太君）　まず条例制定というところで、今後の空き家対策に必須なものだと思いますので、制定にご尽力いただいた皆さんに敬意を表します。その上で2点伺います。

質問の意図として熊を念頭にしております。第2条の定義の中に空き家等というところがありますが、この中にはいわゆる空き地もしくは空き家に付随する樹木というものは含むと現時点でお考えかどうかというのが1点目でございます。

2点目が13条のところで災害その他非常の場合において人の生命身体または財産に危害がという話がありますが、この中に熊は含まれるとお考えでしょうか。2点お願いいたします

○議長（味上庄一郎君）　ひと・しごと推進課長。

○ひと・しごと推進課長（橋本幸文君）　ひと・しごと推進課長です。

ただいまお話ありました、まず第2条の関係でございます。こちらにつきましては、空き家等の中にはまずもちろん空き家で、空き家に付随をする倉庫ですとか別の構築物、もちろん塀とかがあればそういった塀とかも該当になります。もちろん空き家がある上で樹木等々がある場合は、そちらの樹木の方もこの空き家等の中に入るような形になります。

続きまして、13条のほうの、緊急安全措置のほうの関係になろうかと思います。今回条例を制定させていただいた目的、一番最初の第1条でございますけれども、今回の条例の制定に至った経緯につきましては、国のほうで空き家に関します特別措置法の制定がまず第一でございます。その中では有害鳥獣という考えのものは実は入っておらず、逆に言うと、有害鳥獣に起因する部分に関しては別の省庁さんの権限のほうで、各全国の自治体にいろいろな法整備を求めているところがあるかと思いますが。やはり今のお話ですと、おそらく昨年度来、非常に熊の出没等々のそういった被害等々もあったというところを懸念されているというお話になろうかと思います。ただし、この条例に関してはそこまでの範疇は盛り込んではいないというのが現実でございます。ただし、これまでもそうなんですけれども、担当課と連携を図りながら空き家になっている物件、そういった土地等々への侵入あるいは樹木で懸念される部分があるかと思います。そういったところはこれまでも情報の共有をさせていただいたり、連携を既にさせていただいておりますので、この条例の制定に伴いまして、またさらにこういったところをお互いに措置できて共有できてそういった対策につなげていけるか、そういったところに関しましては引き続き担当部署のほうと連携を取りながら進めていきたいと考えております。よろしくをお願いします。

○議長（味上庄一郎君） 田中草太君。

○1番（田中草太君） すごくよく理解できました。空き地と空き家を分けて考えていくということだと理解いたしました。ちなみに空き地の条例、おそらくこれは宅地以外の農地だとか林地なんかも含むのかなと思うんですが、空き地についての検討はこの条例と関係ない気がするもので、ぜひ検討いただければなと思います。答弁結構でございます。

○議長（味上庄一郎君） 他に質疑ございませんか。3番今野清人君。

○3番（今野清人君） 私もこの緊急安全措置という部分でお聞きをいたします。13条の条文の中で最後のほうに、状況を回避するために必要な最小限の措置を講ずることができるかとございます。すみません、この最小限の措置というのは具体的にはどういったものなのかお答えいただければと思います。

○議長（味上庄一郎君） ひと・しごと推進課長。

○ひと・しごと推進課長（橋本幸文君）　ひと・しごと推進課長です。

こちらで一応 13 条のほうで想定しております緊急安全措置、実はこれまでも既に何度か安全措置を取らせていただいているというところもございます、この辺に関しましては、この条例等々を制定するにあたり空家等対策協議会というのを設置をさせていただいて、これには司法書士さんですとか宅検の協会さんの会員さん、あるいは警察消防の方々、あるいは地域の住民の代表の方に入らせていただいて、この条例ですとか空家対策計画を検討させていただきました。この中でもお話をさせていただいたのですけれども、すでに暴風等でトタン屋根が飛散をする危険があったり飛散をしてしまったり、ガラスが飛び散ったり壁が飛んでしまって近隣の皆様に危険を及ぼす可能性がある、そういった物件等々に関しましては、そういったものの飛散を食い止めるような、本当に応急的な措置ではございますが、一応緊急的ということで所有者の方に連絡つく場合はすぐ連絡をさせていただき、あるいは連絡つかない場合でもその写真等々、あるいは措置をした内容等々ですね、その所有者の方に写真等々で、あるいは文書でご説明をさせていただきながら早急な対応をお願いしているというところでございます。

なかなかその建物を全部取り壊したりというところになりますと、やはり別に代執行というような形のさらに進んだ措置が、そのためにはいろいろな法的な手続きが必要になりますので、あくまでも緊急というところを頭につけているように、近隣の皆様に危険が及ぶ場合、それを極力排除できるような最低限の行為というところで、先ほどお話ししたような内容で措置をさせていただくような形にしていきたいというふうに考えております。よろしく願いいたします。

○議長（味上庄一郎君）　今野清人君。

○3 番（今野清人君）　じゃあそれではその 13 条の部分の 4 の部分になります。町長は、から始まりまして、この緊急安全措置に係る空き家等の所有者等からかかった費用を徴収することができるという書き方になっていますけれども、基本的にそういった安全措置を取った家については、そういった費用を所有者に求めていくということで、これよろしいのかどうかお願いします。

○議長（味上庄一郎君）　ひと・しごと推進課長。

○ひと・しごと推進課長（橋本幸文君）　ひと・しごと推進課長です。

原則的には、やはりそういったかかった費用等々に関しては、ご連絡をさせていただいて、徴収に向けてこちらでも努力をさせていただくという形でございます。よろしく願いいたします。

○議長（味上庄一郎君） 今野清人君。

○3番（今野清人君） 先ほど話があったように、連絡がつく方はそのようにお願いすることもあるかと思いますが、全く所有者誰か分からない、分かっているけど連絡が取れないという方もいらっしゃると思いますが、そういった方に対しても、連絡が取れない方に対しても、費用というものは求めていくという考え方でよろしいですか。

○議長（味上庄一郎君） ひと・しごと推進課長。

○ひと・しごと推進課長（橋本幸文君） ひと・しごと推進課長です。

先ほどお話をさせていただきましたとおり、措置をする前に連絡が取れなくても、所有者が分かっている場合に関しましては、そういった今のような流れで進めさせていただきたいと考えております。

やはり今お話あったように、所有者が判明しない、あるいはつかめないという物件もございます。そういった物件に関しましては、やはりまず所有者を突き止めるという作業をしてからそういった緊急安全措置となりますと、非常に緊急的な状況が過ぎ去ってしまう、あるいは危険を及ぼしてしまう可能性がありますので、まずこの緊急安全措置を適用させていただく場合には、まず当課の職員、あるいは警察、消防、これまでもそういった関係機関の皆様のご協力をいただいて、今起きている現状が緊急的なものなのかというのを、そういった方々にもご判断いただきながら措置を取ってまいりました。ですので、安全を確保するという面では、連絡がつかない場合でも、そういった措置にまず踏み切るような形になろうかと思います。その費用等が、これも消耗品レベルで済むものなのか、多額にかかるのか、その現場の状況によって変わるとは思いますけれども、そういった費用がある程度発生するような場合につきましては、やはり引き続き、所有者の方々の状況を追従させていただきまして、必要に応じて、そういった費用の負担を求めるような、そういったことを進めさせていただく形になろうかと思います。よろしく願いいたします。

○議長（味上庄一郎君） 他に質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより、議案第33号、加美町空家等の適正管理及び活用促進に関する条例の制定についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。よって、議案第 33 号、加美町空家等の適正管理及び活用促進に関する条例の制定については原案のとおり可決されました。

日程第 4 議案第 34 号 加美町職員の給与に関する条例の一部改正について

○議長（味上庄一郎君） 日程第 4、議案第 34 号、加美町職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 石山敬貴君 登壇〕

○町長（石山敬貴君） 議案第 34 号、加美町職員の給与に関する条例の一部改正についてご説明を申し上げます。

本案件は、民間との情勢適応を目的とした人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に伴い、国家公務員との均衡を保つ観点から、職員の給与条例の一部を改正するものでございます。

令和 7 年の人事院勧告では、通勤手当の見直しが盛り込まれており、民間の長距離通勤者に対する支給額が公務員の手当額を上回っている状況を踏まえ、通勤に要する距離区分の新設のほか、駐車場利用に対する手当の新設について所要の改正を行うものでございます。

議案資料として、改正概要並びに新旧対照表を添付しておりますので参考にしていただきたいと思います。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（味上庄一郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより、議案第 34 号、加美町職員の給与に関する条例の一部改正についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。よって、議案第 34 号、加美町職員の給与に関する条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第35号 加美町東日本大震災復興基金条例の廃止について

○議長（味上庄一郎君） 日程第5、議案第35号、加美町東日本大震災復興基金条例の廃止についてを議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 石山敬貴君 登壇〕

○町長（石山敬貴君） 議案第35号、加美町東日本大震災復興基金条例の廃止についてご説明を申し上げます。

本案件は、東日本大震災からの復興に向けて宮城県から交付された震災復興基金交付金を原資に当該基金を設置し、東日本大震災からの復興及び災害対策に要する事業に活用してまいりました。この度、令和7年度の災害対策事業への活用により当該基金の財源を全額使い切ることが確定したため、基金条例を廃止するものでございます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（味上庄一郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより、議案第35号、加美町東日本大震災復興基金条例の廃止についての採決を行います。お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。よって、議案第35号、加美町東日本大震災復興基金条例の廃止については原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第36号 令和7年度加美町一般会計補正予算（第13号）

○議長（味上庄一郎君） 日程第6、議案第36号、令和7年度加美町一般会計補正予算（第13号）を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 石山敬貴君 登壇〕

○町長（石山敬貴君） 議案第 36 号、令和 7 年度加美町一般会計補正予算（第 13 号）についてご説明を申し上げます。

今回、既定予算から歳入歳出それぞれ 7,123 万 2,000 円を減額し、歳入歳出それぞれ 159 億 4,077 万 5,000 円とする補正予算と、繰越明抛費の追加及び変更を行うものでございます。

歳入の主なものについては、地方消費税交付金 2,300 万 1,000 円増、地方交付税として特別交付税 8,076 万 5,000 円増、国庫支出金として放射性物質汚染廃棄物処理事業費補助金 1 億 400 万 3,000 円減、寄附金としてまち・ひと・しごと創生応援寄附金 410 万円増、繰入金として財政調整基金繰入金 1 億円減などであります。

歳出の主なものについては、総務費で地方創生推進基金積立金 410 万円増、民生費で障害者自立支援システム 改修委託料 545 万 5,000 円増、衛生費で筋川油流出対応業務等委託料 4,157 万 9,000 円減、消防費で利用自粛牧草農地還元作業委託料 2,981 万 1,000 円減、汚染牧草等処理委託料 1 億 4,096 万 3,000 円減などのほか、予備費を増額するものでございます

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（味上庄一郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。6 番早坂忠幸君

○6 番（早坂忠幸君） 9 ページの特別交付税ということで、8,076 万 5,000 円が特交だと思うんですけども、この中には筋川の分の特別交付税は入っているんですか。入っていないかばいっつ入るかお願いします。

○議長（味上庄一郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（内海 茂君） 企画財政課長でございます。

今回、特別交付税 8,000 万円の増ということで計上させていただいておりますが、内訳といたしまして、通常分で約 2 億円のプラス、震災復興分で 1 億 2,000 万円の減ということで、総額で 8,000 万円の増ということにさせていただいております。この通常分の中に、2 億円増えた中に筋川分が含まれているというふうに解釈しておりますが、今回、国のほうの特別交付税につきましては、全体で前年度比 2.7%減の 1 兆 2,256 億円ということで決定しております。また、減額のほかに、除排雪経費と有害鳥獣対策費につきましては前年度より増額されているということもございまして、市町村に振り込まれる中においては、前年度よりもかなり下がった経費の算定が行われているというふうに考えてございます。算定の推定した中身の中でも有害鳥獣対策、地域交通対策、除排雪経費、地域おこし協力隊経費などは増額しているものと見込んでおりますが、筋川の分につきましては中身がこれというものをを出していただいております

るので、全体的な総額では普通通常分は増えているものの、筋川分がどこまで含まれているかというところは金額が算定できていないというような状況でございます。

○議長（味上庄一郎君） 早坂忠幸君。

○6番（早坂忠幸君） 財政課のほうでは、感覚的に筋川はかなりの額がかかっていると思うんですけども、どのぐらい見込まれているかというそいつも分からないんですか。というのは、右側の説明の欄には特別交付税と書いているんですよね。ですので、さっき課長が言ったとおりもろもろ全部含んでこのぐらい増えたんだと。ただ、ここに特別交付税と書いていますから、特別交付税の分が増えたという感覚で私は見たんですけども、令和7年度の額を見ますと9,900万ということで、課長さっき減っていますということで、2,000万ほど減っているんですけども、私から見るとなんとなく筋川分に関してはあまり含まれていないのかなという感覚になるんです。ですので、町でもかなり億単位ぐらいいっているのかな、そうなりますとこれからもかかるわけですからなんとか、これ以上令和7年度分は来ないんでしょうから、令和7年度も来ない分はどのぐらい来たかも分からないし、1億かかっても5,000万円来ているんだか7,000万来ているんだか2,000万来ているんだか全然分からないし、これ以降の仕事も考えざるを得ないのかなという感覚になるんですけども、財政課長答えていいのかどうか分からないんですけども、分かる方がいればお願いします。

○議長（味上庄一郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（内海 茂君） 企画財政課長でございます。財政的な分から先にご説明させていただきます。

先ほど特別交付税の通常分2億円増ということで算定しておりますが、こちらの内訳といたしまして、ルール分として通常の先ほど言った地域交通対策だったり有害鳥獣分がだいたい2億2,000万円ぐらい増えております。一方、今回の筋川が計上される特殊計上分につきましては1億7,400万円ほど見込んでおりまして、計画より3,300万円ぐらい減っているような状況でございます。今年度の筋川の対策経費につきましては、約1億1,000万円まで経費のほうを、この特交のほうの経費の算定のほうに提示をしておりますが、実際にどれくらいの経費が算定されて交付されているかというところは示されておられません。

○議長（味上庄一郎君） 早坂忠幸君。

○6番（早坂忠幸君） 町の方の算定では1億1,000万円という話ですけども、筋川の分に関して、それよりも少なく来ていますよね。完全に半分も来ていないのかなという感覚、誰でもなるんですけども、このままいった場合に、続けば続くほど町の持ち出しですよね。一般財

源ですよ、その以外はね。その辺を考えながら仕事をしていかないと、終わりの見えない仕事のようなものです。以上です。答弁はいりません。

○議長（味上庄一郎君） 他に質疑ございませんか。9番、木村哲夫君。

○9番（木村哲夫君） まず5ページの繰越明許費の利用自粛牧草処理委託事業が1,700万円の繰越明許になっております。またですね、24ページの東日本大震災事業の利用自粛牧草の関係が、委託料ですね、1億4,000万円ほど減額になっております。この内容について説明をお願いいたします。

○議長（味上庄一郎君） 町民課長。

○町民課長（西山千秋君） 町民課長でございます。ご質問にお答えさせていただきます。

まず最初に1,700万の繰越明許でございます。こちらのほうですね、年内に処理を終える予定でございましたが、約100トンほど未完了というような形になりまして、そちらのほうを繰越明許にさせていただきまして、次年度にその100トン分を処理するということになりますので、よろしくお願いいたします。

もう一つ、減額のほう、1億の予算のほうなんですけど、そちらのほう、当初の5億の予算を付けさせていただいたんですけれども、そちらの数量のほう、まず2,400トンの見込みで、こちらのほうで予算を計上させていただいていました。実際に処理しましたら、実績数というのが、2,035.8トンになりまして、そちらの分の実績で減額させていただいたことによるものです。よろしくお願いいたします。

○議長（味上庄一郎君） 木村哲夫君。

○9番（木村哲夫君） ありがとうございます。そうすると、この減額になった分に、さらに1,700万が繰越ということで、それで全体がもう終わりという考えでよろしいんですね。はい。

○議長（味上庄一郎君） 8番伊藤由子さん。

○8番（伊藤由子君） 1点だけお伺いします。

先ほど話題になっていましたが、19ページの公害対策事業費、委託料の筋川の油流出対応業務委託料と調査業務委託料が減額になっていますが、この内容について説明いただければと思います。

○議長（味上庄一郎君） 町民課長。

○町民課長（西山千秋君） 町民課長でございます。お答えいたします。

まずですね、油流出対応業務委託料につきましては、4月、6月補正予算で合わせて5,833万9,000円を計上しております。今回ですね、3,093万円を減額しまして、主な理由としまして

は、筋川への油流出抑制のための油吸引処分作業 2,915 万 5,000 円を減額しております。昨年 4 月に、筋川の隣接地に設置している縦穴から油の吸引処分作業を行っていましたが、6 月中旬以降から油の流出が比較的落ち着きましたこと、あと油の量も減少傾向となっていたため、吸引作業を行わないでオイルフェンス等で防止策を行ったことによるものです。またです、廃棄物の運搬処分業務で、5 月まで職員が吸着剤を毎日交換するなど作業を行っていたんですけれども、そちらに油回収作業を行った際の処分の経費、そちらのほうを 106 万 7,000 円ほど減額しております、この金額の減額になっております。

続いてですね、油流出原因調査業務委託料につきましては、4 月補正で 1,748 万円を計上しまして、ボーリング調査、地下タンク調査等を実施いたしまして執行残 1,064 万 9,000 円を減額しております。よろしくお願いいたします

○議長（味上庄一郎君） 伊藤由子さん。

○8 番（伊藤由子君） この業務委託料等々の減額していますが、この時点では減額が妥当だったというふうに考えていてよかったかと思うんですが、今後の見通しについて何か変化とか指摘されていることとかはないのでしょうか。お伺いします。

○議長（味上庄一郎君） 町民課長。

○町民課長（西山千秋君） 町民課長でございます。

今回の補正予算の減額により、今後の油漏れ事故の対策についてご心配をおかけしております。筋川の油漏れ事故につきましては、先般の定例会のご質問で町長からお話ありましたとおり、町で対応できることについては原因究明等も含めて行っている状況でございます。

今後につきましては、筋川の油の回収処分を継続して実施していくことと、あと原因究明については、次年度に入って早い時期に関係機関と協議する場を設けて進めてまいりたいと考えております。その上で、対策を講じるなどの場合、補正予算に計上して対応させていただきたいと思っていますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

○議長（味上庄一郎君） 伊藤由子さん。

○8 番（伊藤由子君） 今のお答えの中で関係機関というふうなお話がありましたが、関係機関とはどんな機関なのか、今までどおり消防署とかあるいは保健所とかそういった関係なのか、プラスして新たな関係機関があるのかどうかお伺いします。

○議長（味上庄一郎君） 町民課長。

○町民課長（西山千秋君） 町民課長でございます。

議員おっしゃるとおり、これまでどおり消防署、大崎保健所、宮城県の土木事務所、土地改良区様の関係機関と連携してというふうに考えております。以上です

○議長（味上庄一郎君） 他に質疑ございませんか。12 番伊藤淳君。

○12 番（伊藤 淳君） ページ数で9ページなんですけれども、ゴルフ場利用税の交付金に関しての質問1点だけお願いします。当初150万円の利用税の交付金を計上されているんですけれども、この数字から読み取るに、今回103万3,000円の減額補正ということで数字が挙げられています。46万7,000円の収入があったということは、今係争中の物件でありますからあまり深いことはなかなか難しいと思うんですけれども、ゴルフ場として営業はされているという理解でよろしいんですよね。ですからこの交付金があったと。全くやっていなければこれ来ませんから、そういうような理解でよろしいのかどうか、その点に関してお聞きします

○議長（味上庄一郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（内海 茂君） 企画財政課長でございます。

こちらのゴルフ場利用税につきましては県に納付されるもので、県から納付された金額の8割が町の方に交付されます。ですので、今回、県のほうにゴルフ場として68万円程度の納付があったものと考えております。

○議長（味上庄一郎君） 伊藤淳君。

○12 番（伊藤 淳君） これは昨年の実績に基づいて計上された数字150万円というような理解だったのですけれども、全くやっていなくてもやっていますよということで何がしかが交付されているという実態があるのですけれども、それから読み取るというか、これから読み取って、今後、状況というか予想というか、今、係争中ですから、どうなのかちょっと理解できないというか、予想もできないとは思いますが、今後のほうの動向というか、額も少なくなっていますから、だんだん先細りになっていると思うんですけれども、この数字から読み取る今のゴルフ場の状況というか、読み取る何かありませんかね。

○議長（味上庄一郎君） 総務課長。

○総務課長（佐々木実君） 総務課長です。

ゴルフ場の経営については、町執行部に対して、このように仕事を継続していますとかという説明とかは一切ございませんので、その辺の情報というのは、我々持ち合わせていないということと、あと、今現在係争中でありまして、いろんなことが争点になっていますので、知らないことを言ったりとか、切り取られてしまいますので、そんなところで慎重に対応している

ところでございます。結論から申しますと、ゴルフ場の情報については、事業者からの説明とか情報提供はないというような状況になってございます。以上でございます。

○議長（味上庄一郎君） 他に質疑ございませんか。よろしいですか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより、議案第 36 号、加美町一般会計補正予算（第 13 号）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。よって、議案第 36 号、令和 7 年度加美町一般会計補正予算（第 13 号）は原案のとおり可決されました。

日程第 7 議案第 37 号 令和 7 年度加美町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 5 号）

○議長（味上庄一郎君） 日程第 7、議案第 37 号、令和 7 年度加美町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 5 号）を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 石山敬貴君 登壇〕

○町長（石山敬貴君） 議案第 37 号、令和 7 年度加美町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 5 号）についてご説明を申し上げます。

今回、既定予算に歳入歳出それぞれ 32 万 7,000 円を追加し、歳入歳出それぞれ 27 億 6,069 万円とする補正予算でございます。

歳入の主なものについては、財産運用収入で、財政調整基金利子 32 万 7,000 円増であります。

歳出の主なものについては、基金積立金で、国民健康保険財政調整基金積立金 32 万 7,000 円増などのほか、予備費を減額するものでございます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（味上庄一郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか（「なし」の声あり）討論なしと認めます。
これにて討論を終結いたします。

これより、議案第 37 号、令和 7 年度加美町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 5 号）についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。よって、議案第 37 号、令和 7 年度加美町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 5 号）については原案のとおり可決されました。

日程第 8 議案第 38 号 令和 7 年度加美町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 4 号）

○議長（味上庄一郎君） 日程第 8、議案第 38 号、令和 7 年度加美町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 4 号）を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 石山敬貴君 登壇〕

○町長（石山敬貴君） 議案第 38 号、令和 7 年度加美町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 4 号）についてご説明を申し上げます。

今回、歳出の総額を補正前と同額の 3 億 6,931 万円とする補正予算でございます。

歳出の主なものについては、高規高齢者医療広域連合納付金 71 万 9,000 円増のほか、予備費を減額するものでございます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（味上庄一郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。
これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか（「なし」の声あり）討論なしと認めます。
これにて討論を終結いたします。

これより、議案第 38 号、令和 7 年度加美町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 4 号）についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。よって、議案第 38 号、令和 7 年度加美町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 4 号）については原案のとおり可決されました。

日程第 9 議案第 39 号 令和 7 年度加美町営駐車場事業特別会計補正予算（第 1 号）

○議長（味上庄一郎君） 日程第 9、議案第 39 号、令和 7 年度加美町営駐車場事業特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（石山敬貴君） 議案第 39 号、令和 7 年度加美町営駐車場事業特別会計補正予算（第 1 号）についてご説明を申し上げます。

今回、歳入の総額を補正前と同額の 250 万円とする補正予算でございます。

歳入の主なものについては、繰入金で一般会計繰入金 10 万円増、繰越金 7 万 8,000 円減などであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（味上庄一郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより、議案第 39 号、令和 7 年度加美町営駐車場事業特別会計補正予算（第 1 号）についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。よって、議案第 39 号、令和 7 年度加美町営駐車場事業特別会計補正予算（第 1 号）については原案のとおり可決されました。

日程第 10 議案第 40 号 令和 7 年度加美町水道事業会計補正予算（第 6 号）

○議長（味上庄一郎君） 日程第 10、議案第 40 号、令和 7 年度加美町水道事業会計補正予算（第 6 号）を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（石山敬貴君） 議案第 40 号、令和 7 年度加美町水道事業会計補正予算（第 6 号）についてご説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、収益的収入及び支出においてそれぞれ 9 万円減額し、総額 5 億 2,838 万 5,000 円とする補正予算でございます。

予定額に対する不足額及び不用額の精査を行い、収入につきましては営業収益で 9 万円の減額、支出につきましては営業費用で 491 万円の増額、営業外費用で 300 万円の減額、予備費として 200 万円の減額となります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（味上庄一郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより、議案第 40 号、令和 7 年度加美町水道事業会計補正予算（第 6 号）についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。よって、議案第 40 号、令和 7 年度加美町水道事業会計補正予算（第 6 号）については原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本臨時会に附議された案件の審議は全て議了いたしました。

これで令和 8 年加美町議会第 3 回臨時会を閉会いたします。

大変ご苦労様でした。

午前 11 時 00 分 閉会

上記会議の経過は、事務局長青木成義が調製したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和8年3月30日

加美町議会議長 味 上 庄一郎

署 名 議 員 早 坂 潔

署 名 議 員 今 野 清 人